

## 21の国家戦略プロジェクト関連の主な予算について

| プロジェクト名                        | 事業名  | 要求府省庁             | 政府予算案<br>単位：百万円 |
|--------------------------------|--|-------------------|-----------------|
| 「固定価格買取制度」の導入等による再生可能エネルギー・急拡大 | 小水力等農業水利施設活用促進事業                                 | 農水省               | 990             |
|                                | バイオマス利活用総合対策                                     | 農水省               | 5,729           |
|                                | 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金                               | 経産省               | 34,900          |
|                                | 新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金                             | 経産省               | 13,000          |
|                                | 再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業                            | 経産省               | 3,499           |
|                                | 次世代エネルギー・社会システム実証事業                              | 経産省               | 14,920          |
|                                | 次世代エネルギー技術実証事業                                   | 経産省               | 3,200           |
|                                | 洋上風力発電実証事業                                       | 環境省               | 582             |
|                                | 家庭用太陽熱利用システム普及加速化事業                              | 環境省               | 0               |
| 「環境未来都市」構想                     | 環境未来都市事業計画策定費                                    | 内閣府<br>(地域活性化推進室) | 75              |
|                                | 環境未来都市支援利子補給金                                    | 内閣府<br>(地域活性化推進室) | 0               |
|                                | 環境未来都市推進調整費                                      | 内閣府<br>(地域活性化推進室) | 0               |
|                                | 環境未来都市普及啓発事業                                     | 内閣府<br>(地域活性化推進室) | 60              |
|                                | 環境未来都市先導的モデル事業                                   | 内閣府<br>(地域活性化推進室) | 1,000           |
|                                | 無償資金協力(我が国の環境・エネルギー技術の海外展開支援)                    | 外務省               | 20,000          |
|                                | JICA技術協力(我が国の環境・エネルギー技術の海外展開支援)                  | 外務省               | 23,059          |
| 森林・林業再生プラン                     | 森林環境保全直接支援事業                                     | 農水省               | 29,412          |
|                                | 森林整備地域活動支援交付金                                    | 農水省               | 3,000           |
|                                | 林業専用道整備事業  | 農水省               | 551             |
|                                | 森林づくり主導人材育成対策                                    | 農水省               | 545             |
|                                | 「緑の雇用」現場技能者育成対策                                  | 農水省               | 5,530           |
|                                | 森林計画推進事業   | 農水省               | 597             |
|                                | 地域材供給倍増事業  | 農水省               | 856             |
|                                | 森林・林業・木材産業づくり交付金のうち木造公共建築物等の整備                   | 農水省               | 1,610<br>【内数】   |
|                                | 建築基準法の性能技術基準整備調査に必要な経費                           | 国交省               | 22              |
|                                | 次世代がん研究戦略推進プロジェクト                                | 文科省               | 3,600           |
|                                | 国立大学法人運営費交付金(メディカル・イノベーションを担う国立大学附属病院の教育研究の充実強化) | 文科省               | 9,997           |
|                                | 再生医療の実現化プロジェクト                                   | 文科省               | 3,800           |

| プロジェクト名                | 事業名   | 要求府省庁 | 政府予算案<br>単位：百万円 |
|------------------------|---|-------|-----------------|
| 医療の実用化促進のための医療機関の選定制度等 | 厚生労働科学研究費補助金  | 厚労省   | 43,828          |
|                        | 世界に先駆けた革新的新薬・医療機器創出のための臨床試験拠点整備事業                   | 厚労省   | 2,559           |
|                        | 先端医療技術等の開発・研究推進事業(国立高度専門医療研究センター)                   | 厚労省   | 4,300           |
|                        | 厚生労働科学研究費補助金(難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究事業の一部(再生医療関係研究分野)) | 厚労省   | 900             |
|                        | 再生医療における制度的枠組みに関する検討費                               | 厚労省   | 3               |
|                        | 医療情報データベース基盤整備事業                                    | 厚労省   | 373             |
|                        | 日本発シーズの実用化に向けた医薬品・医療機器薬事戦略相談推進事業                    | 厚労省   | 99              |
|                        | 課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援事業                    | 経産省   | 1,000           |
|                        | がん超早期診断・治療機器総合研究開発推進プロジェクト                          | 経産省   | 677             |
|                        | 次世代機能代替技術研究開発事業                                     | 経産省   | 435             |
|                        | 福祉機器情報収集・分析・提供事業                                    | 経産省   | 12              |
|                        | 幹細胞実用化に向けた評価基盤技術開発プロジェクト                            | 経産省   | 235             |
|                        | 基礎研究から臨床研究への橋渡し促進技術開発                               | 経産省   | 615             |
|                        | 幹細胞産業応用促進基盤技術開発                                     | 経産省   | 670             |
|                        | ゲノム創薬加速化支援バイオ基盤技術開発                                 | 経産省   | 1,417           |
|                        | 後天的ゲノム修飾のメカニズムを活用した創薬基盤技術開発                         | 経産省   | 243             |
| ライフサイエンスデータベースプロジェクト   | 経産省   | 33    |                 |
| 国際医療交流(外国人患者の受入れ)      | 重粒子線を用いたがん治療研究(放射線医学総合研究所)                          | 文科省   | 6,142           |
|                        | 粒子線がん治療に係る人材育成プログラム                                 | 文科省   | 71              |
|                        | 外国人受入医療機関認証制度開発のための支援事業                             | 厚労省   | 35              |
|                        | 医療サービス国際化推進事業                                       | 経産省   | 0               |
|                        | 訪日外国人旅行者の受入環境整備事業                                   | 観光庁   | 608             |
|                        | 訪日旅行促進事業  | 観光庁   | 6,055           |
| パッケージ型インフラ海外展開         | 無償資金協力(インフラ海外展開の基盤整備支援)                             | 外務省   | 29,570          |
|                        | JICA技術協力(インフラ海外展開の基盤整備支援)                           | 外務省   | 36,661          |
|                        | 水道産業国際展開推進事業  | 厚労省   | 48              |
|                        | 環境・医療分野の国際研究開発・実証プロジェクト(環境分野部分)                     | 経産省   | 2,440           |
|                        | 原子力発電導入基盤整備事業補助金                                    | 経産省   | 215             |
|                        | 国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業                            | 経産省   | 19,000          |

| プロジェクト名                  | 事業名                                | 要求府省庁 | 政府予算案<br>単位：百万円 |
|--------------------------|------------------------------------|-------|-----------------|
|                          | 地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業委託費    | 経産省   | 1,416           |
|                          | インフラ/システム輸出促進調査等委託費                | 経産省   | 649             |
|                          | 官民連携による海外プロジェクトの推進                 | 国交省   | 1,149           |
|                          | 日中窒素・リン処理を含めた分散型排水処理モデル事業          | 環境省   | 66              |
|                          | アジア水環境改善モデル事業                      | 環境省   | 40              |
| 法人実効税率引下げとアジア拠点化の推進等     | 対日直接投資促進に必要な経費                     | 内閣府   | 10              |
|                          | 貿易円滑化に係る税関関係システムのプログラム改変           | 財務省   | 356             |
|                          | 国際間物流円滑化推進事業                       | 経産省   | 79              |
|                          | 高付加価値拠点立地推進事業費補助金/アジア拠点化立地推進調査等委託費 | 経産省   | 590             |
| グローバル人材の育成と高度人材の受入れ拡大    | 高度人材の受入推進                          | 内閣府   | 3               |
|                          | アジア諸国等における日本語教育拡充                  | 外務省   | 998             |
|                          | 専修学校留学生総合支援プラン                     | 文科省   | 99              |
|                          | 博士課程教育リーディングプログラム                  | 文科省   | 3,900           |
|                          | 大学の世界展開力強化事業                       | 文科省   | 2,178           |
|                          | 大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業             | 文科省   | 2,900           |
|                          | 学生の双方向交流の推進                        | 文科省   | 34,245          |
|                          | 高校生の留学促進                           | 文科省   | 27              |
|                          | 外国人高校生(日本語専攻)の短期招致                 | 文科省   | 25              |
| 知的財産・標準化戦略とクール・ジャパンの海外展開 | 国際標準化戦略の推進に関する調査等                  | 内閣官房  | 15              |
|                          | 情報通信分野における標準化活動の強化                 | 総務省   | 167             |
|                          | 相互承認協定(MRA)推進のための各国基準認証制度調査及び研修会   | 総務省   | 10              |
|                          | デジタルコンテンツ力創造事業                     | 総務省   | 0               |
|                          | 国際共同製作による地域コンテンツの海外展開              | 総務省   | 92              |
|                          | コンテンツ不正流通対策に関する実証実験                | 総務省   | 165             |
|                          | 放送コンテンツの権利処理一元化の促進に向けた実証実験         | 総務省   | 265             |
|                          | デジタル文明開化プロジェクト                     | 総務省   | 36              |
|                          | クール・ジャパンの発信                        | 外務省   | 18              |
|                          | 海賊版対策事業                            | 文科省   | 35              |
|                          | 文化芸術の海外発信拠点形成事業                    | 文科省   | 161             |

| プロジェクト名                         | 事業名  | 要求府省庁 | 政府予算案<br>単位：百万円 |
|---------------------------------|--|-------|-----------------|
|                                 | 国際芸術フェスティバル支援事業                                      | 文科省   | 300             |
|                                 | 文化芸術による次世代人材育成プロジェクト                                 | 文科省   | 5,740           |
|                                 | 「食品中の微生物規格設定及び適用のための原則」改訂作業(コーデックス委員会作業部会開催費)        | 厚労省   | 6               |
|                                 | アジアにおけるSPS関連対策・越境性感染症対策総合支援事業                        | 農水省   | 51              |
|                                 | 国際食品規格整備事業   | 農水省   | 16              |
|                                 | 東アジア植物品種保護フォーラム推進事業                                  | 農水省   | 56              |
|                                 | アジア地域植物品種保護制度国際基準化推進事業                               | 農水省   | 19              |
|                                 | 幹細胞実用化に向けた評価基盤技術開発プロジェクト                             | 経産省   | 235             |
|                                 | 戦略的国際標準化推進事業   | 経産省   | 1,400           |
|                                 | アジア基準認証推進事業  | 経産省   | 175             |
|                                 | クール・ジャパン戦略推進事業                                       | 経産省   | 1,148           |
|                                 | コンテンツ産業強化対策支援事業                                      | 経産省   | 864             |
|                                 | 知的財産権ワーキング・グループ等侵害対策強化事業                             | 経産省   | 477             |
|                                 | コンテンツ産業人材発掘・育成事業                                     | 経産省   | 176             |
|                                 | 知財ビジネス実証事業   | 経産省   | 0               |
| 自動車の技術の海外展開を見据えた自動車基準の国際標準化の推進  | 国交省  | 234   |                 |
| アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の構築を通じた経済連携戦略 | APECエコノミーとの交渉<br>APEC域外国との交渉<br>経済連携強化のための国内制度改革等の実施 | 外務省   | 227             |
|                                 | 日・EU経済関係強化に関する会合                                     | 外務省   | 3               |
|                                 | 検疫体制の強化  | 厚労省   | 9,352           |
|                                 | APEC貿易・投資自由化・円滑化(TILF)基金                             | 財務省   | 15              |
|                                 | 内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査費                             | 経産省   | 340<br>(内数)     |
|                                 | アジア太平洋経済協力推進拠出金                                      | 経産省   | 70<br>(内数)      |
|                                 | アジア太平洋経済協カラウンドテーブル事業                                 | 経産省   | 30<br>(内数)      |
|                                 | EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ(追加的な日本語研修)                   | 外務省   | -               |
|                                 | アジア・太平洋地域の貿易投資の自由化・円滑化の促進                            | 外務省   | 45              |
| 「総合特区制度」の創設と徹底したオープンスカイの推進等     | 総合特区推進調整費の創設   | 内閣府   | 15,100          |
|                                 | 総合特区支援利子補給金の創設                                       | 内閣府   | 151             |
|                                 | 港湾経営の民営化   | 国交省   | 2,203<br>(内数)   |

| プロジェクト名                        | 事業名  | 要求府省庁        | 政府予算案<br>単位：百万円 |
|--------------------------------|--|--------------|-----------------|
|                                | 国際コンテナ戦略港湾(阪神港・京浜港)のハブ機能を強化するためのインフラ整備と貨物集約等総合的な対策 | 国交省          | 32,709          |
|                                | 首都圏空港の強化   | 国交省          | 8,337           |
| 「訪日外国人3,000万人プログラム」と「休暇取得の分散化」 | 観光立国推進のための出入国審査業務の維持・強化                            | 法務省          | 4,637           |
|                                | 訪日旅行促進事業【再掲】                                       | 国交省          | 6,055           |
|                                | 訪日外国人旅行者の受入環境整備事業【再掲】                              | 国交省          | 608             |
|                                | (独)国際観光振興機構運営費交付金                                  | 国交省          | 1,972           |
|                                | 休暇取得の分散化に関する導入促進事業                                 | 国交省          | 82              |
| 中古住宅・リフォーム市場の倍増等               | 公立学校施設の耐震化等の推進                                     | 文科省<br>(内閣府) | 91,194          |
|                                | 私立学校教育研究装置等施設整備費補助                                 | 文科省          | 8,273           |
|                                | 中古住宅流通促進・ストック再生に向けた既存住宅等の性能評価技術の開発                 | 国交省          | 68              |
|                                | 既存住宅流通・リフォーム推進事業                                   | 国交省          | 2,353           |
|                                | 環境・ストック活用推進事業                                      | 国交省          | 16,040          |
|                                | 住宅エコポイント   | 国交省          | 0               |
|                                | 住宅消費者への相談体制の整備事業                                   | 国交省          | 300             |
|                                | 優良住宅取得支援制度(フラット35S)の金利引下げ                          | 国交省          | 12,480          |
|                                | リバース・モーゲージの付保対象の追加                                 | 国交省          | 0               |
|                                | 建築基準法の性能技術基準整備調査に必要な経費                             | 国交省          | 22              |
|                                | 建築確認手続き円滑化等推進事業                                    | 国交省          | 461             |
|                                | マンション再生環境整備事業                                      | 国交省          | 136             |
|                                | マンションの円滑な改修・建替えの調査検討経費                             | 国交省          | 15              |
|                                | 分譲マンションの新たな居住形態・管理の適正化のあり方検討調査費                    | 国交省          | 14              |
|                                | 住宅・建築物安全ストック形成事業                                   | 国交省          | 1,000           |
|                                | 高齢者等居住安定化推進事業                                      | 国交省          | 30,000          |
|                                | サービス付き高齢者賃貸住宅に対する融資の担保要件緩和                         | 国交省          | 600             |
| 公共施設の民間開放と民間資金等活用事業の推進         | 民間資金等活用事業推進事業                                      | 内閣府          | 47              |
|                                | 官民連携インフラファンド(仮称)                                   | 内閣府          | 0               |
|                                | 水道施設整備事業<br>(ライフライン機能強化)                           | 厚労省          | 28,245<br>(内数)  |
|                                | 官民連携による民間資金を最大限活用した成長戦略の推進                         | 国交省          | 712             |
|                                | 社会資本の施設横断的な予防保全マネジメントの確立                           | 国交省          | 5               |

| プロジェクト名                       | 事業名  | 要求府省庁 | 政府予算案<br>単位：百万円                                |
|-------------------------------|--|-------|--|
| 「リーディング大学院」構想等による国際競争力強化と人材育成 | 博士課程教育リーディングプログラム                              | 文科省   | 3,900  |
|                               | 世界的産学官連携研究センター整備事業                             | 経産省   | 0  |
|                               | つくばナノテクアリーナ連携事業(物質・材料研究機構、ナノテクノロジーを活用した環境技術開発) | 文科省   | 4,263  |
|                               | 世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)                         | 文科省   | 8,125  |
|                               | 学術国際交流事業                                       | 文科省   | 6,975  |
|                               | 頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣事業                        | 文科省   | 1,750  |
|                               | 国際科学技術共同研究推進事業／戦略的国際科学技術協力推進事業                 | 文科省   | 4,060  |
|                               | 科学技術戦略推進費(仮称)「科学・技術国際戦略推進プログラム」                | 文科省   | 8,000の内数                                       |
|                               | 海外特別研究員、若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム            | 文科省   | 2,352  |
|                               | 最先端研究開発戦略的強化費補助金(最先端研究基盤事業)                    | 文科省   | 17,300   |
|                               | X線自由電子レーザー(XFEL)施設の整備・共用                       | 文科省   | 4,675  |
|                               | 大型放射光施設(SPring-8)の共用                           | 文科省   | 8,392  |
|                               | 大強度陽子加速器施設(J-PARC)の整備・共用                       | 文科省   | 16,928   |
|                               | 革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ(HPCI)の構築           | 文科省   | 21,117   |
|                               | ポストドクター・インターンシップ推進事業                           | 文科省   | 1,866<br>※旧科学技術振興調整費「イノベーション創出若手研究人材養成」を本事業に統合 |
|                               | テニュアトラック普及・定着事業                                | 文科省   | 8,147<br>※旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的研究環境整備促進」を本事業に統合 |
|                               | リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備                 | 文科省   | 300  |
| 情報通信技術の利活用の促進                 | IT政策の評価及びIT利活用の推進に関する調査                        | 内閣官房  | 10   |
|                               | 電子的医療情報の利活用の促進に関する調査・研究                        | 内閣官房  | 10   |
|                               | 国民本位の電子行政推進に関する調査                              | 内閣官房  | 19   |
|                               | 国民ID制度導入に関する基本調査                               | 内閣官房  | 36   |
|                               | 自治体クラウドの推進                                     | 総務省   | 27   |
|                               | 国民ID制度に対応した公的な本人確認に関する調査研究事業等                  | 総務省   | 150  |
|                               | 次世代公的個人認証サービス等の展開に向けた研究・開発事業                   | 総務省   | 16   |
|                               | 電子政府の総合窓口(e-Gov)の改善                            | 総務省   | 61   |
|                               | 政府情報システム刷新のためのクラウド基盤の整備                        | 総務省   | 183  |
|                               | 地方自治体へのクラウド導入の全国的展開に必要な連携基盤等に係る実証実験            | 総務省   | 904  |
|                               | 行政業務システム連携推進事業                                 | 総務省   | 273  |

| プロジェクト名   | 事業名                               | 要求府省庁 | 政府予算案<br>単位：百万円 |
|-----------|-----------------------------------|-------|-----------------|
|           | 「光の道」整備推進事業                       | 総務省   | 2,400           |
|           | 健康情報活用基盤構築事業                      | 総務省   | 192             |
|           | 地域ICT利活用広域連携事業                    | 総務省   | 2,550           |
|           | 地域情報化の推進方策に関する調査研究(本省)            | 総務省   | 20              |
|           | ライフサポート型ロボット技術に関する研究開発            | 総務省   | 450             |
|           | 脳の仕組みを活かしたイノベーション創成型研究開発          | 総務省   | 1,022           |
|           | 字幕番組・解説番組等の制作促進                   | 総務省   | 402             |
|           | チャレンジ向け通信・放送役務の提供、開発等の推進          | 総務省   | 71              |
|           | 情報バリアフリーの推進に関する調査研究(新規)           | 総務省   | 36              |
|           | ユビキタス健康医療技術推進事業                   | 総務省   | 149             |
|           | フューチャースクール推進事業                    | 総務省   | 1,065           |
|           | 学びのイノベーション事業                      | 文科省   | 300             |
|           | シームレスな健康情報活用基盤実証事業                | 厚労省   | 173             |
|           | 医療情報化促進事業                         | 経産省   | 0               |
|           | 医療・介護等関連分野における規制改革・産業創出事業         | 経産省   | 1,900           |
| 研究開発投資の充実 | 「明日に架ける橋」プロジェクト                   | 文科省   | 13,550          |
|           | 研究成果展開事業(仮称)(戦略的イノベーション創出推進プログラム) | 文科省   | 825             |
|           | イノベーション戦略支援プログラム                  | 文科省   | 11,059          |
|           | 地域イノベーション創出研究開発事業                 | 経産省   | 1,000           |
|           | 民間企業の研究開発力強化及び実用化支援事業             | 経産省   | 500             |
|           | イノベーション実用化助成事業                    | 経産省   | 6,494           |
|           | 戦略的情報通信研究開発推進制度                   | 総務省   | 1,654           |
|           | 科学研究費補助金                          | 文科省   | 263,300         |
|           | 戦略的創造研究推進事業                       | 文科省   | 56,749          |
|           | (独)医薬基盤研究所基礎研究推進等事業費              | 厚労省   | 5,432           |
|           | イノベーション創出基礎的研究推進事業                | 農水省   | 5,565           |
|           | 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業            | 農水省   | 5,151           |
|           | 先導的産業技術創出事業                       | 経産省   | 1,169           |
|           | 環境研究総合推進費                         | 環境省   | 8,007           |

| プロジェクト名                                    | 事業名  | 要求府省庁 | 政府予算案<br>単位：百万円                                  |
|--|--|-------|--|
| 幼保一体化等                                     | 家庭的保育者研修経費(「家庭的保育事業」)  | 厚労省   | 0  |
|  | 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金  | 厚労省   | 3,435  |
|  | 放課後児童対策の充実   | 厚労省   | 30,750   |
|  | 医療・介護等関連分野における規制改革・産業創出事業  | 経産省   | 1,900  |
|  | 高齢者等居住安定化推進事業  | 国交省   | 2,500  |
| 「キャリア<br>段位」制度<br>とパーソナル・サポ<br>ート制度の導<br>入 | パーソナル・サポート・サービスに関する事業  | 内閣府   | 30   |
|  | 実践キャリア・アップ戦略の推進  | 内閣府   | 12   |
|  | 成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進   | 文科省   | 87   |
|  | パーソナル・サポート・モデルプロジェクト   | 厚労省   | 391  |
|  | 住宅手当緊急特別措置事業の継続実施  | 厚労省   | 期間延長   |
|  | 幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な職業能力評価制度の整備  | 厚労省   | 291  |
| 新しい公共                                      | 新しい成長及び幸福度についての調査研究等   | 内閣府   | 111  |
|  | ①早期申請に向けた新公益法人制度の理解を深めるための相談会<br>②専門的非常勤職員の増員                                    | 内閣府   | 134  |
|  | 社会的責任に関する円卓会議  | 内閣府   | 10   |
|  | ・新しい公共支援事業<br>・新しい公共に関する会議<br>・「新しい公共」を支える制度の拡充等制度構造問題調査<br>・「新しい公共」に関わる国民の選好度調査 | 内閣府   | 58<br>(新しい公共支援事業については、平成22年度補正予算において8,750百万円を計上) |
|  | 自殺対策の総合的な推進  | 内閣府   | 211  |
|  | 再犯防止のための刑務所出所者等の社会復帰支援事業の維持・強化(施設内処遇・矯正業務の民間開放、社会内処遇)                            | 法務省   | 25,009   |
|  | 「熟議」に基づく教育政策形成   | 文科省   | 20   |
|  | 文化芸術創造都市の推進  | 文科省   | 35   |
|  | 優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業   | 文科省   | 1,896  |
|  | ひきこもり対策推進事業に係るアウトリーチの拡充  | 厚労省   | セーフティネット支援対策等<br>事業費補助金20,000の内数                 |
|  | 被保護者の社会的な居場所づくり支援事業  | 厚労省   | セーフティネット支援対策等<br>事業費補助金20,000百万円<br>の内数          |
|  | 安心生活創造事業   | 厚労省   | セーフティネット支援対策等<br>事業費補助金20,000百万円<br>の内数          |



| プロジェクト名 | 事業名               | 要求府省庁 | 政府予算案<br>単位：百万円                                    |
|---------|-------------------|-------|--|
|         | 貧困・困窮者の「絆」再生事業    | 厚労省   | 平成22年度補正予算にて計上10,000百万円                            |
|         | 生活・居住セーフティネット支援事業 | 厚労省   | 平成22年度補正予算にて計上50,000百万円<br>(生活福祉資金貸付事業の実施に必要な体制整備) |
|         | 自殺防止対策事業          | 厚労省   | 112  |
|         | 食と地域の交流促進対策交付金    | 農水省   | 1,703  |
|         | 農地・水保全管理支払交付金     | 農水省   | 21,159   |
|         | 地域新成長産業創出促進事業     | 経産省   | 1,298  |

※本資料は各府省から提出のあった資料に基づいて国家戦略室にて作成

## 21の国家戦略プロジェクト関連の主な税制改正について

| プロジェクト名                        | 要望時制度名及び税目   | 要望概略  | 要求府省庁                | 税制改正大綱の記述（「―」は大綱に記載がないことを示す。）  |
|--------------------------------|--|---|----------------------|--|
| 「固定価格買取制度」の導入等による再生可能エネルギー・急拡大 | 再生可能エネルギーの全量買取制度の導入に伴う特例措置【事業税】                            | 再生可能エネルギーの全量買取制度の下で、電気事業者が徴収する再生可能エネルギー電気サーチャージ(仮称)の収入金と、地域間調整において各電気事業者が受領する調整のための金銭収入については、国民負担の増加要因とならないよう、これらの収入について、事業税(収入割)の課税対象外とする等所要の措置を講ずる。(新設要望)                           | 経産省                  | ―  |
|                                | 下水道資源の利活用のための設備等を取得した場合の税制上の特例措置の創設【所得税・法人税】               | 対象設備を適用期間内に取得し、その後1年以内に事業の用に供した場合に、その取得価額の40%の特別償却(中小企業者は、取得価額の7%の税額控除との選択が可能)を認める。<br>※グリーン投資減税の対象設備として要望。   | 国交省                  | <所得税・法人税><br>青色申告書を提出する法人が、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に、エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等の取得等をして、これを1年以内に国内にある事業の用に供した場合には、取得価額の30%の特別償却(中小企業者等については、取得価額の7%の税額控除との選択適用)ができる措置を講じます。ただし、税額控除額については当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができることとします(所得税についても同様とします。) |
| 「環境未来都市」構想                     | 環境未来都市整備地域における税制上の特例措置【法人税・所得税】                            | 環境未来都市整備促進法(仮称)に基づき、環境未来都市整備地域において税制のグリーン化等の所要の措置を講ずる。  | 内閣府(地域活性化推進室)<br>環境省 | ―  |
|                                | 環境未来都市整備地域における税制上の特例措置【個人住民税・法人住民税・事業税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税】 | 環境未来都市整備促進法(仮称)に基づき、環境未来都市整備地域において税制のグリーン化等の所要の措置を講ずる。  | 内閣府(地域活性化推進室)<br>環境省 | ―  |
| 森林・林業再生プラン                     | 林業経営の継続等を確保するための相続等に係る税制上の特例措置                             | 森林法に基づく森林の適切な経営のための計画認定を受けて、森林施業の集約化等に取り組む森林所有者から、当該森林所有者の相続人又は推定相続人のうち1人(後継者)が、林地及び立木を一括して相続又は生前贈与により取得し、引き続き同計画の認定を継続的に受けて、施業の集約化等に取り組む場合については、当該取得した林地及び立木に係る相続税又は贈与税の課税の特例措置を講じる。 | 農水省                  | 山林に関する相続税・贈与税については、減税の効果・減収額や相続税・贈与税が林業経営に及ぼす影響等をまず精査した上で、課税の公平にも留意しつつ、林業家の現状や森林法の改正内容を踏まえ、森林施業の集約化や路網整備の徹底といった政策目的の達成が的確になされる税制上の支援措置について、納税猶予制度を中心に検討し、平成24年度税制改正において必要な見直しを行います。  |

| プロジェクト名                        | 要望時制度名及び税目                        | 要望概略   | 要求府省庁 | 税制改正大綱の記述（「―」は大綱に記載がないことを示す。）   |
|--------------------------------|-----------------------------------|--|-------|---|
| パッケージ型インフラ海外展開                 | 海外インフラプロジェクト準備金の創設<br>【法人税、法人住民税】 | 我が国企業が、海外インフラプロジェクトを受注する場合、当該プロジェクトの損失に備えるため、当該プロジェクトの収入額(契約金額を想定)の1%を準備金として積み立てた場合、当該金額を損金に算入する。<br>我が国企業が、海外インフラプロジェクトを行う法人に出融資する場合、当該出融資の損失(株式の価格の低落等)に備えるため、当該出融資額の30%を準備金として積み立てた場合、当該金額を損金に算入する。 | 国交省   | ―   |
| 法人実効税率引下げとアジア拠点化の推進等           | 法人税率の引下げ<br>【法人税】                 | 法人税率の引下げを行う。   | 外務省   | <法人税><br>平成23年度税制改正では、国税と地方税を合わせた法人実効税率を5%引き下げます。このため、現在30%である法人税率を25.5%に引き下げます。これにより、我が国企業の国際競争力の向上や我が国の立地環境の改善が図られるとともに、「日本国内投資促進プログラム」で示されたように我が国企業が国内の投資拡大や雇用創出に積極的に取り組み、これらが相まってデフレからの早期脱却につながる事が期待されます。税率引下げに併せて、課税ベースの拡大を行います。具体的には、租税特別措置である特別償却や準備金等の廃止や一部縮減を行うほか、法人税法上の措置である減価償却制度の償却速度を主要国並みに見直すことや、大法人について欠損金の繰越控除を一部制限する等の措置を講じます。   |
|                                | 法人税率の5%引下げ<br>【法人税、法人住民税】         | 我が国の立地競争力を高めるため、法人実効税率を主要国並みに段階的に引き下げべく、法人税率を5%引き下げる。その際、課税ベースの拡大を含め、財源確保に留意する。(拡充要望)  | 経産省   | 同上  |
| 日本のアジア拠点化のための税制措置<br>【所得税・法人税】 |                                   | アジア本社や研究開発拠点等の呼び込みを図るため、企業認定等の枠組みの下、他のアジア諸国に比肩し得る大胆な税制優遇制度を創設する。(新設要望)   | 経産省   | <所得税><br>アジア拠点化を推進するための制度の創設に伴い、特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等(ストックオプション税制)について、次の措置を講じます。<br>イ 本特例の対象となる新株予約権等の範囲に、特定外国親法人(仮称)が外国の法令の規定に基づく決議により発行する新株予約権で、主務大臣の研究開発事業計画(仮称)又は国際的統括事業計画(仮称)の認定を受けた特定外国法人等設立会社(仮称。以下同じです。)の取締役、執行役又は使用人である個人に付与されるものを追加します。<br>ロ 上記イの特定外国法人等設立会社は、特例の適用を受けて取得した株式が譲渡されるまでは、新株予約権の付与に関する調書及びその新株予約権の行使により取得をした株式の異動状況に関する調書を、毎年1月31日までに提出しなければならないこととします。<br>ハ 上記イの特定外国法人等設立会社が解散をし、清算が結了した場合等には、その時において、本特例の適用を受けて取得した株式の譲渡があったものとみなして、所得税を課します。<br>(注)上記の改正は、特定外国法人による研究開発事業等の促進に関する特別措置法(仮称)の施行の日から平成26年3月31日までの間に認定を受けた法人の取締役等に対し、当該認定の日から起算して3年を経過する日までに付与された新株予約権について適用します。<br>(個人住民税についても、同様の記載あり。)<br><br><法人税><br>アジア拠点化を推進するための制度の創設に伴い、青色申告書を提出する法人である特定外国法人等設立会社(仮称)で、専ら、研究開発事業又は国際的統括事業を行うものが、主務大臣の研究開発事業計画(仮称)又は国際的統括事業計画(仮称)の認定を受けた場合には、これらの事業計画の認定の日から5年間、当該事業に係る所得の金額の20%の所得控除ができる措置を講じます。 |

| プロジェクト名                     | 要望時制度名及び税目                                  | 要望概略  | 要求府省庁         | 税制改正大綱の記述（「一」は大綱に記載がないことを示す。）  |
|-----------------------------|---|---|---------------|--|
| 「総合特区制度」の創設と徹底したオープンスカイの推進等 | 「国際戦略総合特区」(仮称)における税制上の特例措置【法人税、所得税、登録免許税 等】 | <p>&lt;法人税&gt;<br/> ○投資税額控除・特別償却制度の創設〔新設〕、事業の課税所得控除制度の創設〔新設〕、研究開発に係る特例措置の創設〔新設〕</p> <p>&lt;所得税&gt;<br/> ○地域戦略推進を担う事業者に対する出資に係る所得控除制度の創設〔新設〕</p> <p>&lt;登録免許税&gt;<br/> ○公益的な事業の用に供する不動産登記に係る登録免許税の減免〔新設〕</p> | 内閣府(地域活性化推進室) | <p>&lt;法人税&gt;<br/> ・国際戦略総合特別区域内において、青色申告書を提出する法人で認定を受けた地方公共団体の指定を受けたものが、認定国際戦略総合特別区域計画(仮称)に記載された事業を行うために一定の規模以上の設備等の取得等をしてその事業の用に供した場合には、その取得価額の50%(建物等については、25%)の特別償却又は15%(建物等については、8%)の税額控除のいずれかの選択適用ができることとします。ただし、税額控除額については当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができることとします。<br/> (注)上記の改正は、総合特別区域法(仮称)の施行の日から平成26年3月31日までの間に指定を受けた法人のその期間内に取得等をする設備等について適用します。</p> <p>・国際戦略総合特別区域内において、青色申告書を提出する法人で認定を受けた地方公共団体の指定を受けたもの(当該区域内において設立された法人又は当該区域内に本店若しくは主たる事務所を有する法人のうち一定の規模以上の設備等の取得等をしたものに限り)が、専ら認定国際戦略総合特別区域計画(仮称)に記載された規制等の特例措置の適用を受ける事業等を行う場合には、当該指定の日から5年間、当該事業に係る所得の金額の20%の所得控除ができることとします。<br/> なお、この措置の適用を受けることができる国際戦略総合特別区域の指定数は少数に限定するものとし、この措置の適用を受ける事業年度においては、上記イの国際戦略総合特別区域に係る特別償却又は税額控除は適用しないこととします。<br/> (注)上記の改正は、総合特別区域法(仮称)の施行の日から平成26年3月31日までの間に指定を受けた法人のその指定を受けた日から5年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度について適用します。</p> <p>&lt;所得税&gt;<br/> ・総合特区制度の創設に伴い、特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の適用対象となる株式会社の範囲に、総合特別区域法(仮称)に規定する特定地域活性化事業(仮称)を行う次に掲げる要件を満たす株式会社を加えます。<br/> イ 総合特別区域法(仮称)の規定により認定された地方公共団体からの指定後3年以内の会社であること。<br/> ロ 次のいずれかに該当すること。<br/> (イ) 地域活性化総合特別区域計画(仮称。以下「計画」といいます。)の認定日が最初の事業年度に属している会社又は計画の認定日において最初の事業年度が開始していない会社 内閣総理大臣の認定を受けた計画に記載された地域の社会的問題の解決に資する事業(以下「計画事業」といいます。)に従事する者が2人以上であり、かつ、常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が50%以上であること。<br/> (ロ) 計画の認定日において最初の事業年度が終了している会社次に掲げるすべての要件を満たすこと。<br/> (a) 資金計画に記載された特区事業費の額を直前期の営業費用の額で除して計算した割合が50%以上であること。<br/> (b) 計画事業に従事する者が2人以上であり、かつ、常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が50%以上であること。<br/> (c) 直前期の売上高に占める営業利益の割合が2%を超えていないこと。<br/> ハ 中小企業者であること。<br/> ニ 特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の6分の5を超える会社でないこと。<br/> ホ 金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社でないこと。<br/> ヘ 発行済株式の総数の2分の1を超える数の株式が一の大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社又は発行済株式の総数の3分の2以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社でないこと。<br/> ト 風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社でないこと。<br/> (注)上記の改正は、総合特別区域法(仮称)の施行の日から平成26年3月31日までの間に指定を受けた株式会社について適用します。</p> |

| プロジェクト名 | 要望時制度名及び税目   | 要望概略   | 要求府省庁 | 税制改正大綱の記述（「―」は大綱に記載がないことを示す。）   |
|---------|--|--|-------|---|
|         | 「地域活性化総合特区」(仮称)における税制上の特例措置【所得税、登録免許税等】  | <p>&lt;所得税&gt;<br/>○地域戦略推進を担う事業者に対する出資に係る所得控除制度の創設〔新設〕</p> <p>&lt;登録免許税&gt;<br/>○公益的な事業の用に供する不動産登記に係る登録免許税の減免〔新設〕</p>  |       | <p>&lt;所得税&gt;<br/>同上</p>   |
|         | 内航フィーダー船に係る課税標準の特例措置の創設【固定資産税】   | 国際コンテナ戦略港湾において外航船舶に積み込み又は取り卸される外貿コンテナを輸送する内航フィーダー船に係る固定資産税の課税標準の特例措置(課税標準の1/6)   | 国交省   | ―   |
|         | 内航フィーダー船用燃料油に係る課税の特例措置の創設【石油石炭税】   | 国際コンテナ戦略港湾において外航船舶に積み込み又は取り卸される外貿コンテナの輸送を行う内航海運事業者及び港湾運送事業者が内航フィーダー船用燃料油として購入したA重油又はC重油をコンテナ輸送の用に供した場合は石油石炭税を免除又は還付する。   | 国交省   | ―<br>(一部実施:「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乘せされる税率についてのみ、平成25年3月31日までの間、免税・還付措置を設けることとします。)   |
|         | 国際競争力強化及び環境負荷低減に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長(所得税・法人税)<br>【固定資産税、都市計画税】<br>【インランドポートの追加等】 | <p>国際競争力強化及び環境負荷低減に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長(所得税・法人税)<br/>特定流通業務施設(インランドポート等)及びその附属設備:割増償却20%(取得後5年分)</p> <p>国際競争力強化及び環境負荷低減に資する物流効率化施設に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長(固定資産税、都市計画税)<br/>特定流通業務施設(インランドポート等)及びその附属設備:課税標準1/4(取得後5年分)</p> | 国交省   | <p>&lt;所得税・法人税&gt;<br/>倉庫用建物等の割増償却制度について、対象区域につき鉄道貨物駅の周辺区域を除外するとともに、臨港地区の範囲を見直した上、その適用期限を2年延長します(所得税についても同様とします。)</p> <p>&lt;固定資産税・都市計画税&gt;<br/>流通システム効率化を促進する物流施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象から特定上屋を除外し、対象区域から一定の鉄道貨物駅の周辺地域を除外した上、その適用期限を2年延長します。</p> |

| プロジェクト名                         | 要望時制度名及び税目  | 要望概略  | 要求府省庁 | 税制改正大綱の記述（「―」は大綱に記載がないことを示す。）   |
|---------------------------------|---|---|-------|---|
|                                 | 国際コンテナ戦略港湾及び重要港湾の港湾経営会社等が取得した荷さばき施設等に係る特例措置の延長及び拡充<br>【固定資産税、都市計画税】                 | 1. 国際コンテナ港湾及び重要港湾の港湾経営会社等(仮称)が、コンテナ埠頭等において、無利子貸付又は補助を受けて取得した荷さばき施設等(上物施設)に係る特例措置を設ける。<br>2. 上記1.のうち、埠頭運営の一体化(外内貿一体化など)・24時間化に取組み、一体化や24時間化、荷役の高機能化のための様々な施設整備が必要となるターミナル(高機能ターミナル)における荷さばき施設等に係る特例措置を設ける。 | 国交省   | <固定資産税・都市計画税><br>港湾法の改正に伴い、同法に規定する国際コンテナ戦略港湾(仮称)及び一定の要件を満たす重要港湾の港湾経営会社(仮称)が国の無利子貸付又は補助を受けて取得した一定のコンテナ埠頭における荷さばき施設等に係る固定資産税及び都市計画税について、国際コンテナ戦略港湾(仮称)においては、課税標準を最初の10年間価格の2分の1とし、一定の重要港湾においては、課税標準を最初の10年間価格の3分の2とする措置を2年間講じます。              |
|                                 | 国際コンテナ戦略港湾等における外資埠頭会社から「外資埠頭会社」(民営化会社)が取得する外資埠頭業務用不動産の所有権の移転登記に係る特例措置の創設<br>【登録免許税】 | 要望の内容 外資埠頭会社による港湾経営の民営化、一体経営を促進するため、国際コンテナ戦略港湾等において、外資埠頭会社が外資埠頭会社から取得した不動産の所有権移転に係る特例措置を設ける。  | 国交省   | <登録免許税><br>特定外資埠頭の管理運営に関する法律の規定により国土交通大臣の指定を受けた株式会社(以下「指定会社」といいます。)が、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間に、外資埠頭会社から外資埠頭事業に関連する一定の資産の出資を受けた場合において、当該期間内に指定会社とその出資により取得した当該資産に係る不動産の所有権の移転登記を受けるときは、その登記に対する登録免許税の税率を1,000分の15(本則1,000分の20)に軽減する措置を講じます。 |
| 「訪日外国人3,000万人プログラム」と「休暇取得の分散化」。 | 文化財の公開促進のための寄託優遇税制の創設<br>【相続税】  | 「新成長戦略」を受けて、個人が所有する国宝・重要文化財等を国、(独)国立文化財機構等に長期間寄託を行った場合、相続・遺贈による相続税の納税を猶予する。   | 文科省   | ―   |
|                                 | 輸出品販売場における輸出免税取引制度の見直しの検討<br>【消費税】  | 免税対象品目の拡大や税金の出国時還付手続きなどの導入を含めた輸出品販売場における輸出免税取引制度の見直しの検討を行う。   | 国交省   | ―   |
|                                 | ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し<br>【固定資産税】   | ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産評価を実態に即したものと見直す。   | 国交省   | 観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価については、当該家屋の使用実態等を把握するとともに、家屋類型間の減価状況のバランスを考慮するための実態調査等を行うなど、できるだけ速やかに検討を行います。  |

| プロジェクト名               | 要望時制度名及び税目   | 要望概略   | 要求府省庁      | 税制改正大綱の記述（「一」は大綱に記載がないことを示す。）   |
|-----------------------|--|--|------------|---|
| 中古住宅・リフォーム市場の倍増等      | 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除等の延長【所得税】                             | <p>居住者が自己の居住の用に供する家屋について住宅の質の向上に資するリフォーム(※)を行った場合、その工事費用の額と、当該工事に係る標準的な工事費相当額とのいずれか少ない金額(200万円を上限。併せて太陽光発電設備を設置した場合は300万円を上限)の10%を所得税額から控除する特例等を延長する。</p> <p>(※)住宅の質の向上に資するリフォーム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定のバリアフリー改修工事</li> <li>・一定の省エネ改修工事</li> </ul> | 国交省        | <p>&lt;所得税&gt;</p> <p>既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長します。</p> <p>(イ)バリアフリー改修工事<br/>税額控除額の上限額(現行:20万円)について、平成23年は20万円とし、平成24年は15万円とします。</p> <p>(ロ)省エネ改修工事<br/>税額控除額の計算の基礎となる省エネ改修費用の額について、補助金等の交付がある場合は、当該補助金等の額を控除した後の金額とします。</p> <p>(注)既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除について、適用対象となる地域の要件を廃止するとともに、補助金等の交付がある場合には、上記(ロ)と同様の見直しを行います。</p> <p>ロ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、上記イ(ロ)と同様の見直しを行った上、省エネ要件の緩和措置の適用期限を2年延長します。</p> <p>(注1)上記イ(イ)の改正は、平成23年分以後の所得税について適用します。</p> <p>(注2)上記イ(ロ)及びロの改正は、平成23年4月1日以後に行う改修工事について適用します。</p> |
|                       | 住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長【登録免許税】                                   | 住宅用家屋の所有権の保存登記等及び移転登記並びに住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記についての登録免許税の税率を軽減する措置の適用期限を2年延長する。  | 国交省        | <p>&lt;登録免許税&gt;</p> <p>住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長します。</p>   |
|                       | 住宅取得等資金にかかる贈与税の非課税措置の拡充【贈与税】                                       | 土地の先行取得について、贈与が行われた翌年3月15日までにその土地を敷地とする住宅の新築等をする場合には、当該土地の取得費を新たに対象に加えることを求めるもの。   | 国交省        | <p>&lt;贈与税&gt;</p> <p>直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等について、適用対象となる住宅取得等資金の範囲に、住宅の新築等(住宅取得等資金の贈与を受けた翌年3月15日までに行為されるもの)に先行してその敷地の用に供される土地等を取得する場合における当該土地等の取得のための資金を追加します。</p> <p>(注)上記の改正は、平成23年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用します。</p>   |
| 公共施設の民間開放と民間資金活用事業の推進 | コンセッション方式の導入に伴う償却方法の創設(事業権(仮称)の事業期間以内での償却可能化)【法人税、所得税、法人住民税、法人事業税】 | 現在、公共施設の所有権を移転しないまま、民間事業者に対して、インフラ等の事業権(事業運営に関する権利)を長期間にわたって付与するコンセッション方式の導入を検討中である。民間事業者が事業権(仮称)を付与する場合には、当該事業権を事業期間以内で償却できるよう要望するもの。(新設)   | 内閣府<br>国交省 | <p>&lt;所得税・法人税&gt;</p> <p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の改正を前提に、同法に規定する公共施設等運営事業権(仮称)を法人税法上の減価償却資産(無形固定資産)とし、その耐用年数を事業権登録簿(仮称)に記載された存続期間とします(所得税についても同様とします。)</p>  |

| プロジェクト名                       | 要望時制度名及び税目  | 要望概略   | 要求府省庁      | 税制改正大綱の記述（「—」は大綱に記載がないことを示す。）   |
|-------------------------------|---|--|------------|---|
|                               | PFI法に規定する選定事業者が取得する一定の公共施設等に係る特例措置の拡充<br>【固定資産税、都市計画税、不動産取得税】 | 現行では一定の条件を満たす公共施設について、固定資産税、都市計画税、不動産取得税を2分の1に減免する税制特例措置が適用されているが(平成22年度から平成26年度までの5か年時限措置)、現在、PFI法改正によりPFI事業の対象となる公共施設等(公的賃貸住宅、船舶・航空機・人工衛星等の移動施設等)の拡大を検討中である。これらの新たにPFI事業の対象となる公共施設等についても、現行の税制特例措置の対象とすることを要望するもの。(拡充)   | 内閣府<br>国交省 | —<br>(要望取下げ)  |
| 「リーディング大学院」構想等による国際競争力強化と人材育成 | 国立研究開発機関制度(仮称)に係る税制上の所要の措置                                    | 「国立研究開発機関制度(仮称)」の創設を見据え、国税及び地方税における税制上の所要の措置を講じる。  | 文科省        | —   |
| 情報通信技術の利活用の促進                 | 電子政府推進税制の延長<br>【登録免許税、所得税】                                    | 行政手続におけるオンライン利用の促進を図るため、国に対する申請等手続のうち大きな割合を占める登記、国税分野について、以下の税制上の措置を設ける。<br><br>1. 不動産登記及び商業・法人登記について、オンラインで申請した場合に当該登記の際に納付すべき登録免許税を軽減する措置を2年間延長する。(法務省と共同要望)<br>2. オンライン申請等を行う際の本人確認に必要な住基カード、電子証明書、ICカードリーダーライタ等の取得を支援するため、所得税の確定申告について、オンラインで申請した場合、所得税の税額控除を行う措置(1回限り)を2年間延長する。 | 内閣官房       | <登録免許税><br>電子情報処理組織による登記の申請の場合の登録免許税額の特別控除制度について、特別控除の限度額(現行5,000円)を次のとおり引き下げた上、その適用期限を2年延長します。<br>イ 平成24年3月31日まで 4,000円<br>ロ 平成25年3月31日まで 3,000円<br><br><所得税><br>電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除について、税額控除額(現行:5,000円)を平成23年分は4,000円、平成24年分は3,000円に引き下げた上、その適用期限を2年延長します。 |



| プロジェクト名   | 要望時制度名及び税目                               | 要望概略   | 要求府省庁             | 税制改正大綱の記述（「一」は大綱に記載がないことを示す。）   |
|-----------|--|--|-------------------|---|
| 研究開発投資の充実 | 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除<br>【所得税、法人税、法人住民税】 | 企業の自主的な研究開発を対象とする研究開発促進税制について国際的に遜色ない制度となるよう、税額控除限度額の引き上げ(20%→30%)措置の維持を図る。(拡充要望)  | 厚労省<br>経産省<br>文科省 | ＜所得税・法人税＞<br>試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例について、適用期限の到来をもって廃止します(所得税についても同様とします。)  |
|           | 技術研究組合の所得計算の特例<br>【法人税、法人住民税、事業税】        | オープンイノベーションを促進するために、技術組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、圧縮記帳した場合には、減額した金額を損金に算入する所得計算の特例措置の適用期限の延長(2年間)を図る。(延長要望)   | 経産省<br>農水省        | ＜法人税＞<br>技術研究組合の所得計算の特例について、対象資産から土地及び建物等を除外した上、その適用期限を2年延長します。   |
| 幼保一体化等    | 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置 | 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」においては、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築するとされており、これを踏まえ、必要となる税制上の所要の措置を講じることを要望する。 | 内閣府<br>文科省<br>厚労省 | 〔国税〕<br>新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度(仮称)に基づく給付について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。<br>イ 所得税を課さないこととします。<br>ロ 国税の滞納処分による差押えを禁止します。<br><br>平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に、青色申告書を提出する法人で次世代育成支援対策推進法の認定を受けたものが、当該認定の日を含む事業年度終了の日において有する建物等で事業の用に供したもののうち、当該認定の日を含む事業年度及び当該認定に係る一般事業主行動計画の期間内に新築をし、又は増築若しくは改築をしたものについて、当該認定の日を含む事業年度において普通償却限度額の32%の割増償却ができる措置を講じます(所得税についても同様とします。)<br><br>〔地方税〕<br>新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度(仮称)に基づく給付について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。<br>イ 個人住民税を課さないこととします。<br>ロ 地方税の滞納処分による差押えを禁止します。 |

| プロジェクト名 | 要望時制度名及び税目  | 要望概略  | 要求府省庁 | 税制改正大綱の記述（「一」は大綱に記載がないことを示す。）   |
|---------|---|---|-------|---|
| 新しい公共   | <p>①公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の創設<br/>【所得税】</p> <p>②公益社団・財団法人への寄附金に係る税制上の特例措置の拡充<br/>【個人住民税】</p> | <p>①公益法人に対する個人からの寄附金について、従前の寄附金控除(所得控除)に加え、新たに寄附金額の40%を税額控除する制度(※)を創設し、所得控除との選択制とする。※控除額は、所得税額の25%を上限とする。</p> <p>②個人住民税の寄附金税額控除の適用額を5千円から2千円に引き下げる。・地方公共団体を通じた公益法人等への寄附について、寄附者の意思を尊重することができる環境を整備する。</p> | 内閣府   | <p>○所得税の税額控除制度の導入<br/>認定特定非営利活動法人(以下「認定NPO法人」といいます。)及び公益社団法人等への寄附について、次のとおり、税額控除制度を導入します。</p> <p>① 認定NPO法人に寄附した場合の所得税額の特別控除<br/>個人が、各年において支出した認定NPO法人に対する寄附金(総所得金額等の40%相当額を限度)で、その寄附金の額が2,000円を超える場合には、所得控除との選択により、その超える金額の40%相当額(所得税額の25%相当額を限度)をその者のその年分の所得税額から控除します。</p> <p>② 公益社団法人等に寄附した場合の所得税額の特別控除<br/>個人が、各年において支出した公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人のうち、次に掲げる要件を満たすものに対する寄附金で、その寄附金の額が2,000円を超える場合には、所得控除との選択により、その超える金額の40%相当額をその者のその年分の所得税額から控除します。<br/>イ 認定NPO法人の認定要件であるパブリック・サポート・テスト(以下「PST」といいます。)と同様の要件<br/>ロ 認定NPO法人の認定要件と同程度の情報公開に関する要件</p> <p>○認定NPO法人制度の見直し<br/>① 認定要件について、次の見直しを行います。<br/>イ PST要件について、現行の判定方式との選択制で、絶対数により判定する方式を導入します。絶対数の具体的水準については、「各事業年度中の寄附金の額が3,000円以上である寄附者の数の実績判定期間内の合計数が年平均100人以上であること」とします。<br/>ロ 都道府県又は市区町村が、その域内に事務所を有する特定非営利活動法人(以下「NPO法人」といいます。)のうち、条例において個人住民税の寄附金税額控除の対象として個別に指定したものは、PST要件を満たすものとする。<br/>ハ その他<br/>PST要件における総収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合の特例を廃止し、その割合を3分の1以上とする基準を5分の1以上とします。<br/>②認定NPO法人の認定が取り消された場合には、その取消しの原因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額(収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額)の損金算入額の合計額について、その取消しの日を含む事業年度において取戻し課税を</p> <p>○個人住民税の控除対象寄附金の拡大<br/>認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、都道府県又は市区町村が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができるよう、以下の措置を講じます。<br/>① 寄附金税額控除の適用対象に、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金(特別の利益が寄附者に及ぶと認められるものを除きます。)のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県又は市区町村が条例において指定したもの(以下「適用対象寄附金」といいます。)を追加します。この場合、都道府県が条例において指定した適用対象寄附金に係る控除額については道府県民税から、市区町村が条例において指定した適用対象寄附金に係る控除額については市町村民税からそれぞれ控除することとします。<br/>② 都道府県及び市区町村は、上記①の条例において、適用対象寄附金の募集を行うNPO法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならないこととします。<br/>③ 申告手続については、市区町村に申告書を提出することにより行うこととします。<br/>④ 都道府県及び市区町村は、NPO法人に対し、条例における指定又はその取消し等の事務を行うために必要な調査ができることとします。<br/>⑤ 適用対象寄附金を募集するNPO法人は、各事業年度における寄附者名簿を作成し、5年間保存しなければならないこととします。<br/>⑥ その他所要の措置を講じます。<br/>(注)上記①及び③の改正は、平成24年度分以後の個人住民税について適用します。</p> |

| プロジェクト名 | 要望時制度名及び税目  | 要望概略  | 要求府省庁 | 税制改正大綱の記述（「一」は大綱に記載がないことを示す。）   |
|---------|---|---|-------|---|
|         | <p>特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置<br/>【法人税、所得税、法人住民税、個人住民税、法人事業税】</p> | <p>〔国税〕【新設・拡充・延長】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所得税に税額控除方式（控除率：国税40%、地方税：10%、控除限度額：25%）を導入し、所得控除との選択性とする。</li> <li>2. パブリック・サポート・テスト(PST)に、3,000円以上の寄附者が100名以上で判定できる基準を導入すること。</li> <li>3. 地方団体が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき独自に指定した特定非営利活動法人については、PST要件等を求めないこととする。</li> <li>4. 特定非営利活動法人のスタートアップを支援するため、PSTを満たさなくても寄附優遇を受けられる「仮認定」の仕組みを導入すること。</li> <li>5. みなし寄附金の控除限度額を、学校法人・社会福祉法人・更生保護法人並みの、所得金額の50%（または200万円）へ引き上げること。</li> <li>6. パブリック・サポート・テスト(PST)の基準値を1/5とする特例を恒久化すること。</li> </ol> <p>〔地方税〕【新設・拡充・延長】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個人住民税の寄附金税額控除について、所得税の控除対象寄附金の範囲を超えて特定非営利活動法人への寄附金を地方団体が条例に基づき指定できる仕組みを導入する。</li> <li>2. 個人住民税における「ふるさと寄附金」を活用して、特定非営利活動法人等へ寄附しやすい環境を整備する。</li> <li>3. 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円に引き下げる。</li> <li>4. 法人税において、認定特定非営利活動法人を対象とする税制上の優遇措置の新設・拡充・延長が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても適用される。</li> </ol> | 内閣府   | <p>○ 新認定法に基づく新たな認定制度<br/>新たな法律又は改正特定非営利活動促進法（以下「新認定法」といいます。）により新たな認定制度を整備することとします。このため、内閣府は、関係省庁の協力を得て、新たな認定制度等について、地方団体と協議を行い、その協議を整えた上で、平成24年4月から開始されるよう、次期通常国会において所要の法整備が行われることを目指します。</p> <p>イ 新たな認定制度</p> <p>(イ) 地域のことは地域に住む住民が自ら決めるとの理念の下、認定事務を国税庁からNPO法人を認証した地方団体に移管します。</p> <p>(ロ) 「新しい公共」の枢要な担い手となるNPO法人の設立初期の活動を支援するため、設立後5年以内のNPO法人がPST要件以外の認定要件を満たす場合に、「仮認定」を受けることができる制度を導入します。</p> <p>(ハ) 新たな認定制度において本認定を受けた法人（以下「新認定法人」といいます。）について、名称の独占その他必要な支援措置を整備します。</p> <p>(ニ) 新認定法人の適正な運営を確保する観点から、適正を欠く運営が認められた場合に、現行のように直ちに認定取消しをするのではなく、事案に応じた段階的な監督の枠組みを設けます。</p> <p>ロ 新たな認定制度の下での税制措置</p> <p>(イ) 新認定法人については、現行と同様の認定基準等が設けられることを前提として、現行の認定NPO法人と同様に、寄附金控除やみなし寄附金制度の適用を認めることとします。「仮認定」を受けたNPO法人は、寄附金控除の対象とします。</p> <p>(ロ) 新認定法人のみなし寄附金の損金算入限度額について、社会福祉法人等と同等の監督規定等が整備される場合には、社会福祉法人等と同等の限度額（所得金額の50%又は200万円のいずれか大きい金額）に引き上げる措置を講じます。</p> |
|         | <p>更生保護法人への寄附金に係る税額控除制度の新設<br/>【所得税】</p>                    | <p>「新しい公共」における提案を受けて、更生保護法人に対する個人からの寄附について、従前の寄附金控除（所得控除）に加え、新たに寄附金額の40%を税額控除する制度（※）を創設し、所得控除との選択制とする。※控除額は、所得税額の25%を上限とする。</p>   | 法務省   |   |
|         | <p>個人からの寄附の税額控除の導入<br/>【所得税】</p>                            | <p>「新しい公共」における提案を受けて、学校法人に対する個人からの寄附について、新たに寄附金額の40%（現行の住民税の寄附金控除率10%と併せて50%）を税額控除する制度を創設する。</p>  | 文科省   |   |
|         | <p>寄附控除<br/>【個人住民税】</p>                                     | <p>「新しい公共」における提案を受けて、個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円に引き下げる。</p>   | 文科省   |   |

| プロジェクト名                 | 要望時制度名及び税目   | 要望概略  | 要求府省庁             | 税制改正大綱の記述（「―」は大綱に記載がないことを示す。）   |
|-------------------------|--|---|-------------------|---|
|                         | 能楽堂、劇場、音楽堂等の文化芸術の公演のための施設における減免措置の拡充<br>【不動産取得税、固定資産税、都市計画税】 | 「新しい公共」における提案を受けて、公益団体・財団法人又は認定NPO法人が設置する能楽堂、劇場、音楽堂等の文化芸術の公演のための施設について、不動産取得税、固定資産税、都市計画税を1/2に減免する。   | 文科省               | <p>＜不動産取得税＞<br/>公益団体法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財に指定された伝統芸能の公演のための専用施設の用に供する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長します。</p> <p>＜固定資産税・都市計画税＞<br/>公益団体法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財に指定された伝統芸能の公演のための専用施設の用に供する家屋及び土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長します。</p>   |
|                         | 地域住民同士により公共活動を行うNPO法人に係る認定NPO法人制度の認定要件の緩和                    | 総合型地域スポーツクラブの活動の充実に向け、認定NPO法人制度を活用し、幅広い寄附を受けることができるよう、地域住民の誰もが参加できる事業については、認定NPO法人の認定要件において、「共益的な活動」として取り扱わない措置を講じる。                                  | 文科省               | ―   |
|                         | 子どもゆめ基金による助成事業への寄附の税額控除の導入等<br>【所得税】                         | 事業仕分けによって(独)国立青少年教育振興機構の子どもゆめ基金の運用利益金が見込めなくなり、今後の事業費については、寄附金で対応する必要が生じたため、子どもゆめ基金による助成事業への個人からの寄付について、新たに寄附金額の40%を税額控除する制度を創設する。                     | 文科省               | ―   |
|                         | 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置                     | 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」においては、事業ごとに所管や制度、財源が様々なに分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築するとされており、これを踏まえ、必要となる税制上の所要の措置を講じることを要望する。 | 内閣府<br>文科省<br>厚労省 | <p>〔国税〕<br/>新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度(仮称)に基づく給付について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。<br/>イ 所得税を課さないこととします。<br/>ロ 国税の滞納処分による差押えを禁止します。</p> <p>〔地方税〕<br/>新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度(仮称)に基づく給付について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。<br/>イ 個人住民税を課さないこととします。<br/>ロ 地方税の滞納処分による差押えを禁止します。</p>   |
| 総合的な取引所(証券・金融・商品)の創設を推進 | 金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大に向けた所要の措置<br>【所得税、個人住民税】                   | 金融所得に対する課税について、多様な金融商品を幅広く捉え、その課税方式の均衡化を図り、併せて金融商品間の損益通算を広く可能とするほか、上場株式等と先物取引について認められている損失の繰越控除(3年間)を金融所得全般に拡大していくための所要の税制措置を講じる。(新設要望)               | 農水省<br>経産省        | <p>先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象に、次に掲げる取引に係る雑所得等を加えます。<br/>イ 商品先物取引法に規定する店頭商品デリバティブ取引(同法第2条第14項第1号から第5号までに掲げる取引に限ります。)の差金等決済<br/>ロ 金融商品取引法に規定する店頭デリバティブ取引(同法第2条第22項第1号から第4号までに掲げる取引に限ります。)の差金等決済<br/>ハ 店頭カバードワラントの差金等決済又は譲渡<br/>(注)上記の改正は、平成24年1月1日以後に行われる店頭商品デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引又は店頭カバードワラントの差金等決済又は譲渡について適用します。</p> <p>〔国税・地方税共通〕<br/>金融証券税制については、平成26年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20%本則税率となることを踏まえ、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討します。</p> |

※本資料は各府省から提出のあった資料に基づいて国家戦略室にて作成

21の国家戦略プロジェクト関連の主な財政投融资計画について

| プロジェクト名                        | 事業名                              | 利用制度<br>(財政融資・<br>産業投資・<br>政府保証) | 機関名<br>(特別会計、公庫<br>等、独立行政法人<br>等、地方公共団<br>体、特殊会社等) | 要求概略  | 要求府省庁             | 事業概略  |
|--------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|--|---|-------------------|---|
| 「固定価格買取制度」の導入等による再生可能エネルギー・急拡大 | 環境・エネルギー対策貸付(廃棄物・リサイクル関連)        | 財政融資                             | 日本政策金融公庫【中小企業向け業務】                                 | 廃棄物処理法の改正を踏まえ、廃棄物の熱回収を一層促進するため、改正廃棄物処理法により新設された熱回収施設設置者認定制度に係る認定を受けた事業者(認定を受ける見込みの者を含む。)が熱回収施設の設置等を目的として行う設備投資について、現行より低利率で融資を行う。 | 経産省<br>国交省<br>環境省 | (経産省): 事業規模2.2兆円の内数<br>(環境省): 廃棄物処理法の改正を踏まえ、廃棄物の適正な処理及び循環的利用を一層促進するため、産業廃棄物処理関連施設に係る設備投資に対する低利融資について、熱回収施設設置者認定を受けるようとする事業者による熱回収施設の設置等に係る貸付利率を現行より低利にする。 |
| パッケージ型インフラ海外展開                 | (株)日本政策金融公庫国際協力銀行業務              | 財政融資・<br>産業投資・<br>政府保証           | 日本政策金融公庫<br>国際協力銀行<br>(JBIC)                       | パッケージ型インフラ海外展開の推進を図るべく、国際協力銀行(JBIC)による支援を強化。  | 財務省               | 左記施策も含めた(株)日本政策金融公庫国際協力銀行業務の事業全体の原資として、平成23年度は財政融資7,000億円、産業投資2,000億円、政府保証6,400億円を計画  |
| 研究開発投資の充実                      | 民間実用化研究促進事業                      | 産業投資                             | 農業・食品産業技術総合研究機構                                    | 財政投融资特別会計からの出資金を原資とし、農山漁村の6次産業化に資する実用化段階の技術開発及び実証試験を民間企業等に委託する。   | 農水省               | 財政投融资特別会計からの出資金を原資とし、農山漁村の6次産業化に資する実用化段階の技術開発及び実証試験を民間企業等に委託する。(継続課題のみ実施)   |
| 新しい公共                          | 企業活力強化貸付(地域活性化雇用促進資金)[社会貢献型事業関連] | 財政融資<br>(政策金融公庫の全体の事業規模の内数)      | 日本政策金融公庫【中小企業向け業務】                                 | 第三者(中核的支援機関)からの協力・助言を得て、社会性要件及び収益性要件を満たす事業計画を策定し、その事業計画に基づき、社会に貢献する事業を行う者に対して、運転資金、設備資金の融資を行う。                                    | 経産省               | 事業規模2.2兆円の内数  |

※本資料は各府省から提出のあった資料に基づいて国家戦略室にて作成